右記整備、訓内、従来、付金会長、文書、会計、炊事
係長、婦人、石油、製罐、採光、製箱、電池、印刷、広報
班長等ノ係ヲ任ス。

部長ヲ置キ要ナリトス。

一、各作業員ハ女子下男等ニ使用セサルコト
二、毎二回の定期昇給と実施されたし。
三、皆勤手当の改正の改訂。
四、通勤手当の割合

　一ケ年未満は日給　三十日分
　二ケ年　―　六十日分
　三ケ年を除き毎に　日給二十日分

五、公傷の場合負傷治療は日給の百分の四十を支給すること。

六、解雇者復職させられたし。
七、印刷工に対し特別手当を支給すべし
八、争議中に於ける就業拒否者を処罰せざること。
九、本回答は八月二十日迄に回答せられたし。

昭和二年七月二十八日

ライジングサン石油株式会社
鶴見油槽所従業員代表
小笠原 義 直